



平成 27 年 3 月 5 日

会社名	株式会社	滋賀銀行
代表者名	取締役頭取	大道良夫
(コード番号)	8366	東証第1部)
問合せ先	総合企画部長	北川正義
(TEL.)	077-521-2200)	

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成27年3月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆さまへの利益還元を通じて株主価値の向上を図るために、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 3,500,000株(上限とする)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.33%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 25億円(上限とする)
なお、市場動向等により一部または全部の注文の執行が行われない場合がある。 |
| (4) 取得期間 | 平成27年3月6日から平成27年4月30日 |
| (5) 取得の方法 | 市場買付 |

(ご参考)

1. 当行は、平成27年3月5日開催の取締役会において2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)の発行を決議しております。

2. 平成27年2月28日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	263,821,180株
自己株式数	1,629,226株

以上